仙台市自転車の安全な利活用推進計画の策定について

1. 計画の必要性

現行の杜の都の自転車プランが、計画期間である令和 2 年度末をもって終了する。また、本市では 令和 3 年度を始期とする新総合計画や新・交通プランの策定が進められており、その関連計画の一つ として「仙台市自転車の安全な利活用推進計画」を策定する必要がある。

2. 仙台市自転車の安全な利活用推進計画の位置付け

- ▶ 現行の杜の都の自転車プランに引き続き、今後取り組むべき基本方針と計画期間中の施策の実施 プログラムを示すもの。
- ▶ 同時期に検討が行われる新総合計画や新・交通プランとの関係を考慮して策定する。
- 仙台市自転車の安全な利活用推進計画は、仙台市自転車の安全利用に関する条例において市が策 定することとされている「自転車安全利用計画」、及び自転車活用推進法において各市町村が策定 に努めることとされている「地方版自転車活用推進計画」として策定する。

【構成イメージ】

杜の都の自転車プラン (平成25年度~令和2年度)

- 協働による安全に自転車を利用する意識づくり・路上放置の削減と利便性の高い駐輪空間の創出
- ・安全・安心な道路空間の形成
- ・ 自転車の楽しさを感じられる環境づくり

仙台市自転車の安全な利活用推進計画 (令和3年度~令和7年度)

仙台市自転車の安全利用に関する条例 「自転車安全利用計画」

- ・自転車の安全利用に関する教育、啓発
- 自転車に係る道路交通環境の整備
- ・自転車の安全利用に必要な事項

自転車活用推進法 「地方版自転車活用推進計画」

- 路外駐車場等の整備等
- ・シェアサイクルの普及促進
- ・自転車を活用した健康づくりの促進
- ・自転車を活用した地域活性化 など 14 項目を列挙

3. 計画期間

- ▶ 令和3年度~令和7年度(予定)
- 自転車の道路環境整備等は、長期的な視点に立って本市の考え方を整理する必要があることから、 今後、他の計画との調整を行いながら策定作業の中で検討を行う。

4. 計画の検討体制

仙台市自転車の安全な利活用推進計画の策定を検討するにあたっては、自転車を利活用した取組みについて多様な視点から検討する必要があることから、仙台市自転車の安全な利活用推進計画策定委員会を設置する。有識者及び関係団体・関係機関の方々より意見をいただき、本計画の内容の検討に資することを目的として委員会を開催する。

5. 委員会開催スケジュール (予定)

開催時期		検討内容(案)
第1回	令和2年1月	・本市における自転車利活用の現状と課題について・仙台市自転車の安全な利活用推進計画の基本的な方向性について
第2回	令和2年5~6月頃	・仙台市自転車の安全な利活用推進計画の骨子案について
第3回	令和2年11月頃	・仙台市自転車の安全な利活用推進計画の中間案について・パブリックコメント等実施について
第 4 回	令和3年2月頃	・パブリックコメント結果について・仙台市自転車の安全な利活用推進計画の最終案について